

報道関係者各位

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金 中小企業等の賃上げを後押し 最大50万円の奨励金を交付

茨木市は、令和8年6月1日から物価高騰や人手不足の影響を受ける市内中小企業等を支援するため、賃金引き上げを実施した事業者に奨励金を交付する制度を開始します。市独自の取り組みで、持続的な賃上げと人材確保、地域経済の好循環を目的としています。

■制度について

【対象】 市内に本社・本店もしくは主たる事業所を持つ中小企業法人等または市内に事業所がある個人事業主

【対象労働者】 市内事業所で働く正規雇用労働者・非正規雇用労働者（週20時間以上）

【対象期間】 令和8年1月1日～令和8年12月31日の賃上げ

※賞与や手当による増額は対象外。基本給・時間給などが対象。

【奨励金額】 正 規：賃上げ率2.5%以上で5万円/人、1.5%以上で3万円/人

非正規：賃上げ率5%以上で5万円/人、3%以上で3万円/人

【上限】 1事業所当たり10人分

【申請】 事前登録の承認の後、本申請

※事前登録は2期に分けて受付、予算に達し次第終了。

■制度説明会

本制度の対象要件や、申請方法、必要書類等に加えて、賃上げ税制やその他賃上げ関連制度についての説明会

- ・日 時 令和8年6月11日（木）午後2時～午後3時
- ・場 所 茨木市立男女共生センターローズWAM
- ・参加費 無料（申込は6月10日まで）

【本制度の窓口及び問い合わせ先】

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金事務局

電話番号 072-655-9243

（月～金曜日、午前8時45分～午後5時15分、土日祝除く）



【本件に関する問合せ先】

くらし産業環境部産業振興課 電話：072-620-1620